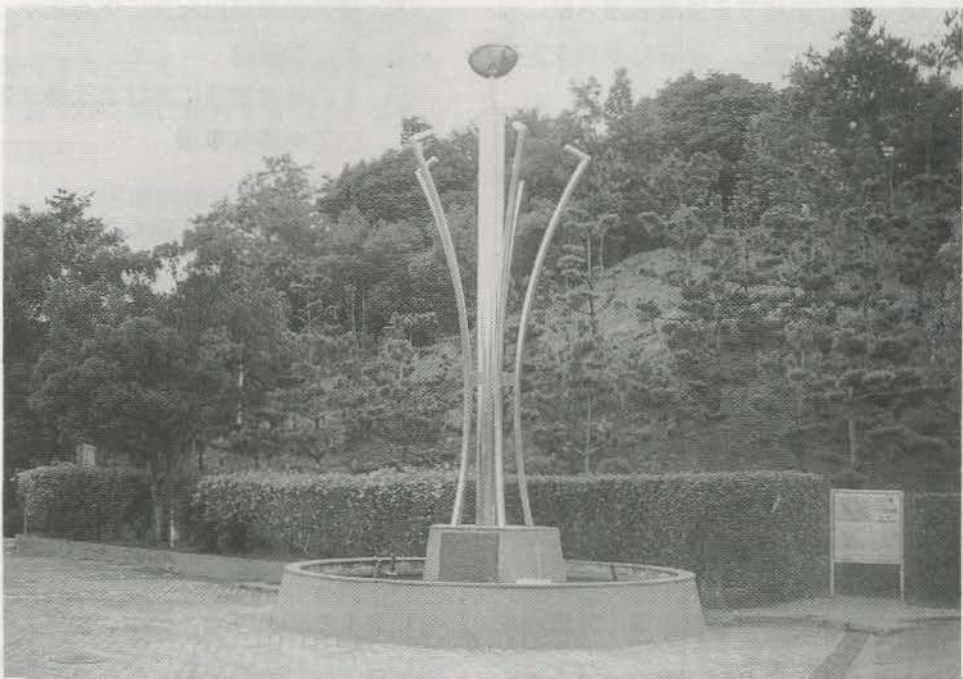


光市医師会報

平成8年9月号

No. 287



「まちづくり」の塔

光市医師会

(光市と光市医師会の結んだ協定書)

災害時の救護活動に関する協定書

光市（以下「甲」という。）と社団法人光市医師会（以下「乙」という。）は、災害発生時における救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、光市地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（救護活動の要請及び実施）

第2条 甲は、災害発生時において医療救護活動を実施する必要が生じた場合、乙に対し同医師会会員及び医療従事者の救護活動の要請を行うものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、直ちに第3条に規定する救護所に医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

（救護所）

第3条 甲は、災害の状況により乙と協議の上、必要に応じ避難施設等に救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認める場合は、乙の会員の協力を得て、発災地周辺の医療施設に救護所を設置することができる。

（医療救護班の編成）

第4条 第2条に規定する医療救護班は、原則として医師、看護婦及び補助者で編成する。

2 班長は医師とする。

3 班長は、必要により甲の消防救急隊員、

保健婦等の応援を求めることができる。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 傷病者の選別
- (3) 後方医療施設転送に係る指示
- (4) 死亡の確認
- (5) その他救護所における医療活動について必要な事項

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第7条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙双方緊密な連携のもとに行わなければならない。

（輸 送）

第8条 医療救護班は、原則として交通機関又は乙の所有する車両等により救護所に赴くものとする。但し、災害の状況等によりこれにより難しい場合は、甲の調達する車両等で赴くものとする。

2 傷病者の後方医療施設への移送は、甲が行うものとする。

（医薬品等）

第9条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として乙が携行又は調達する。

2 救護所での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（医療費）

第10条 救護所における医療費は無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、患者負担とする。

(防災訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(医療救護活動の報告)

第12条 乙は、医療救護班ごとに救護日報を整備するとともに、医療救護活動終了後、速やかに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第13条 乙の医療救護活動に要する次の経費は甲が負担する。

(1) 医療救護班の派遣に伴う経費

ア 医療救護班の派遣に要する費用

イ 医療救護班が携行又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の費用

ウ 医療救護班が携行した医療材料等が滅失した場合の費用

エ 医療救護班が交通機関を利用した場合の費用

(2) 第3条第2項の定めにより、医療施設に救護所を設置した場合において、医療救護活動により医療施設等に損傷が生じた場合の修繕費

(災害補償)

第14条 甲は、医療救護班が医療救護活動中、又は救護所等までの往復途上において被災した場合は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に準じて補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第15条 甲が要請した医療救護活動において、医事紛争が生じた場合は、甲、乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。
(災害救護法との関係)

第16条 災害救護法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は、本協定は指定日から災害救助法の定めるところによる。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、平成8年7月1日から平成9年6月30日までとする。但し、協定期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙双方から改定の意思表示のないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

(実施細目)

第18条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義の生じた事項については、甲、乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各その1通を保有する。

平成8年7月1日

甲 光市
光市長 末岡 泰義

乙 社会法人 光市医師会
会長 近藤 龍一

防災体験ツアーに同行して

梅田 馨

8月18日、お盆直後のためか参加者は、芳しくなかったが殆どの理事さんに参加していただき、体験ツアーが実施出来た。下調べの段階では、このような施設は福岡と広島にしかなく、福岡の方が設備がよいということで、福岡に決めた次第である。

広島の施設では、コースも色々ありお泊りコースだと夜中に突然、「火事だ！地震だ！」で起こされるとか…。これはやめにして、まずは初めてなので福岡の初心者コースを選ばせていただいた。

ゆったりとしたバスで、10時半に到着した。福岡ドームのすぐ近くにあり、途中オリックス・ダイエーのデーゲームの混雑を横目でみながら、防災センター入りとなった。ここではメニューとして、

①災害のこわさ ②強風豪雨のこわさ ③とっさの火の消し方 ④火災と原因 ⑤震度数における地震のこわさ ⑥人工呼吸や応急手当ての仕方 ⑦防災のしくみ ⑧避難の仕方 ⑨消防用設備の紹介など、いろいろな災害知識が学べるようになっている。今回一番興味のあった地震の体感実習では、震度5と震度7を経験することが出来た。スイッチが入るぞ入るぞと思っているので震度5は、なんとか机をもって椅子に座ってられたが、7になると思わず何かしなくてはと思い、ある人は机の下にゴソゴソとめぐり込むし、ある人は立ち上がって不安でまた座って机にしがみつくと等、大変な揺れ方であった。係の人に聞くと、これは横

揺れの装置なので、まだましとのこと。これが寝込みを襲ってしかも直下型で、ものは降る、倒れる、落ちてくる、つぶれる、割れる等、ちょっと想像すら出来ない。消火実習は大画面に火の手が上がる装置があり、消火器から液体が適切にかかると、火が消える仕組みになっていた。我々は3班に分かれて消火したが、1班と2班は、一旦消火後又出火、消えずだった。最後の前田先生組は、見事消火成功であった。

今回の実習の中でも一番不気味だったのは、『煙の部屋からの脱出』で煙が充満しすぐに停電となり、ところどころのうす暗い避難誘導灯を頼りに6つか7つの部屋を通りぬけるというものだった。各部屋にドアが2つか3つあり、その1つが出口へ行けるドアである。本当の煙ではなく無害の煙であるが、大変不安で息苦しかった。どの訓練も終るごとに、模擬でよかったとホッとした。

午前中を防災センターで過ごし、昼食をキャナルシティでとり、帰路についた。災いはいつ来るかわからないので、皆様もこの様な体験は時々されることをおすすめしたい。それこそ福岡ドームの野球観戦のついでにお寄りになっては如何？



防災体験ツアースナップ



福岡市民防災センター



強震の体験(震度7)



強風の体験



防火の体験



煙の体験

役員協議会報告

「郡市医師会医療情報システム担当理事協議会に出席して」

医療情報システム担当 光武達夫

平成8年8月29日郡市医療情報システム担当理事協議会が県医師会館において開催されましたので報告します。

現日本国内においてもインターネットをはじめとした情報伝達と収集手段の発達には目を見張るものがありますが、医師会としても従来のFAX通信、救急医療情報花粉情報に加えて、このインターネットによる医療情報システムの完備に対する積極的取り組みが必要になりはしないかということである。そもそもインターネットが脚光を浴びるようになったのは7年の阪神大地震の際にこれが大いに役立ったということに端を発する。だから医師会としても今後どのようにインターネットを構築して有効利用していくかが課題となっている。更に救急医療情報とFAX通信を今後どのように見なおしていくか、花粉情報に関してもその精度をあげるためにはどうした方がよいのか、等々について協議された。

〈医療情報システムネットワークについて〉

インターネットに関してはマッキントッシュ、ウインドウズ95等パソコンに組み込まれたものもあるがソフト、ハードともにお金のかかるシステムである。各郡市の医師会もまだ暗中摸索中であり、やっている郡市もいくつかあるが全然手がつけられていない地区も多い、インターネットを立ち上げている郡市でも会員全員が手をつけているという訳ではなく、興味をもつ人が5

人～10人位でやっている程度であり内容としては地区の医師会のホームページをついたり、検査センターのデータをオンラインにしていってAMSのネットワーク（インターネットではない）を作っている地区もある。これらのインターネットに取り組もうかという地区からの要望の第一は県の医師会がインターネットのインフラを本当につくろうとしているのかどうかという疑問である。つまり県医がインターネットをとり入れて、そして各郡市がそれを活用出来るような基盤作りをするというきちんとした姿勢を示してくれないとこまるという願いである。それとその活用の仕方であるが、たとえば救急情報とか医療情報を流したりしてもそれをどういう方向にもっていけばいいのか、更に災害がおこった時のためのネットワークとか救急のためのネットワークがあるか、またどう整備するのか、これらの基盤の整備と太いインフラをいかにして作り上げていくかが今後の問題である。さらに行政の有する情報基盤を活用してもらえないかという要望もあった。その基盤ののっかってやればコストダウンにもつながるし、よりスムーズに会員に浸透していくのではあるまいかということで、これは以前FAX通信による急救情報システムを完備するためにFAXの電話回線をひくというインフラも行政にやってもらって、パアッと急速に拡がったという実績がある。

だからインターネットの場合もそのような行政の後押しがあれば一挙に広がるのではという考え方であるが、すんなり県とか自治体がそれだけ出すか疑問であるが願ってみる価値はありそうである。

〈救急医療情報システム〉

従来の救急医療のオンラインを使わなくとも一次、二次、三次を含めた救急医療は現在のところ何の支障もきたさないようである。利用するといっても空床を知る位のこと、ほとんどの病医院では急救患者を搬送したりする時は予め電話連絡をとるので、このシステムは都会では活用されるかもしれないが山口県ではなじまないというか利用度が低いようである。また端末機をどういう医療機関にどのように設置するかも問題であり今後このシステムは見直されるべきであろう。

〈花粉情報システムについて〉

現在山口県下には東部に10地区、西部に5地区、北部に4地区の花粉飛散測定機関があり花粉の飛ぶ時期にはこれらの定点よりの情報が集められ県民にその飛散状況を一早く知らせるように努めているが今後共測定点をふやして県内を網羅したい、そして県民に役に立つようにしたい意向である。しかし飛散状況を克明に報告するだけに終始してよいのか、予防策はとれないか、今後の課題である。

〈最後に〉

ともかく最近の社会は医療界も含めて情報量が多すぎるということである、情報が氾濫している中であって、必要な情報を必要な時にすぐにとり出せるということが一番大事な事ではないだろうか。特に急救時や災害時の緊急時にも威力を発揮するシステム作りが望まれるところである。

「光市健康づくり推進協議会」の報告

住民保健担当 松村 寿太郎

平成8年8月8日(木) 13:30~14:30

於 光市役所第5会議室

光市健康づくり推進協議会は、光市民に密着した健康づくりに関する施策を体系的、総合的に審議企画する目的で市長が委嘱した協議会で委員は市議会議員、関係行政機関の職員、学識経験者からなる14名で構成され任期は2年で、会長は光市医師会長(近藤龍一)が選出された。

当協議会の庶務は光市福祉保健部保健センターで処理される。

光市長の挨拶の後、近藤会長の議長により議事進行された。

〈1〉光市健康づくりの平成7年度の

事業報告:

(1)基本健康診査、各種ガン検診(胃、子宮、乳、肺、大腸)の受診状況の報告があり、基本健康診査受診者数5157人、内要医療2564人、要指導1958人・異常なし635人。ガン検診の受診者数及びガン発見者数は各々胃ガン(1538人受診-2人ガン)、子宮ガン(2105人-3人)、乳ガン(1854人-1人)、肺ガ

ン(2205人-4人)、大腸ガン(1672人-8人)であった。

その他歯科検診状況、各種予防接種実地状況等の報告がなされた。

(2)O-157感染症に関する相談窓口を保健センターに設置した旨報告あり、又保健所から、山口県内で8名のO-157感染者が確認(8月8日時点)、徳山保健所で8月5日から検便を開始し、1日約300名の検査が続いているとの報告があった。

〈2〉光市健康づくりの

平成8年度事業計画について：

(1)老人保健事業について

a) 基本健康診をはじめとした各種ガン検診の受診率の向上に努める。

b) 保健センターや各公民館で行なう健康教育、健康相談等の充実強化を図る。理学療法士の積極的な活用による機能訓練の充実に努める。

c) 在宅寝たきり老人等に対し、在宅福祉サービスとの連携のもとに積極的に訪問指導を行い、在宅支援対策の拡充を図る。

(2)母子保健対策事業について

a) 人口定住対策の一施策として、母と子にやさしいまちづくりを行なうために母乳育児の推進、子育てに対する地域ぐるみの支援体制の確立、子育ての輪づくり運動を行なう。

(3)母子保健計画の策定

平成9年度から母子保健事業が県から権限委譲されることに伴い、光市として現在の母子保健サービスの水準が低下することのないよう、今後の望ましい方向性等、効果的な施策を推進するために、計

画を8年度中に策定する。

(4)光市老人保健福祉計画

平成6年度から開始しており、平成11年度を目標年度に継続していく。

計画策定の基本方針として、地域における総合的ケアシステムの確立・在宅ケアの推進・利用しやすい保健福祉サービス及び医療との連携・寝たきり老人、痴呆性老人対策の推進・生きがいづくりと社会参加の促進等をあげ、将来必要となる保健福祉サービス量の確保とサービスの提供体制の確立を計る。

定例理事会

8月定例理事会

日時：8月7日(水) 午後7時30分～

場所：医師会事務局

出席者：近藤、前田、藤原、梅田、光武
松村、赤崎、河村、吉村

議題

- 1) 学校保健担当理事協議会の報告
(前田副会長)
- 2) 住民保健担当理事協議会の報告
(松村理事)
- 3) 救急医療担当理事協議会の報告
(梅田理事)
- 4) 休日診療所について (梅田理事)
他都市医師会長に休日診療所のアンケート(設備面・スタッフ等)調査依頼の検討及び、アンケートの内容の検討
- 5) 市え提出予定の休日診療所開設の要望書案の検討 (近藤会長)
- 6) 災害時の救護活動に関する協定書の件
(近藤会長)

協定書案を了承

7) 防災体験ツアーの件 (梅田理事)

8) その他

①「小さな親切運動」に寄付の件

②胃癌集検を光市医師会がどのように対応するかを検討

③介護保険の資料の件

④従業員と親睦旅行の件

⑤勉強会等のレンゲンフィルムのコピーの件

⑥改正された光市医師会規則集を印刷する。

新入会員紹介

安 永 徹

梅田病院 小児科



出身地 山口県山口市
出身校 鹿児島大学医学部

初めまして、平成8年6月から梅田病院小児科に勤務することになりました安永と申します。平成3年に山口大学医学部小児科学教室に入局しまして、小野田市立病院、国立小児病院の研究センター(内分泌研究室)を経てこちらに来ました。この2年間は専門分野のことしか勉強していませんでしたので、頭のリハビリの最中でもあります。山口県の東部にて生活するのは初めてなので、幾分右も左もわからないことばかりですが、光市は海水浴場も近くにあり、明るい町ようです。東京にいた頃のように仕事が終わったらすぐ、渋谷や新宿に出かけるという訳にはいきませんが、徐々に慣れて

竹 中 美 恵

梅田病院 産婦人科



出身地 愛媛県八幡浜市
出身校 愛媛大学医学部

初めまして、竹中美恵です。出身は、四国の愛媛大学付属病院です。実家は、同じく愛媛の八幡浜市で、18歳までずっと暮らしました。ミカンとハマチの美味しい町です。トロール漁業の町です。年齢は、昭和45年11月19日生まれの25歳です。趣味は、ファミコンとスキーです。学生時代は、軟式テニスとバレーボールをやっていました。※バレーボールの同好会があればぜひ教えて下さい。ポジションはセッターでした。家族構成は、父と祖母が先年亡くなり、母と妹の3人家族です。妹が8月から、石丸

いこうと思います。これからよろしくお願
い致します。

(安永・竹中先生の原稿は梅田病院
ニュースより転載したものです。)

薬局でお世話になります。姉妹ともどうか
よろしくお願ひします。

光市の印象は、広々とした、海や松林が美
しい町だと思ひました。今までずっと四国
にいたので、本州の交通の便利さに喜んで
います。しばらく、東西南北あちこちへ、
ドライブしようと計画中です。遠出したい
と思っておられる方、ぜひ御一緒に。

勉強会

心電図研究会 (第98回)

光市・下松医師会合同

日時：8月9日(金) 午後7時30分～

場所：光商工会館

講師：河野隆任先生

症例：3例

レントゲン勉強会

日時：8月6日(火) 午後7時～

場所：医師会事務局

講師：岡本安定先生一徳山中央病院

岡本先生・赤崎先生の症例を岡本先生が
解説される。

ⅢⅢ あとがき ⅢⅢ

日中はやや暑さも残っておりますが、朝
夕はめっきり涼しくなっております。や
はり彼岸の頃になりますと、言い伝え通り
の気候になるようです。あるいは彼岸を向
えたので、実際の気温以上に秋を感じるの
かもしれません。

今年もまた、彼岸には「おはぎ」を持っ
て墓参りに行きました。彼岸と「おはぎ」
の由来を調べてみましたが、立秋の頃に農
耕に使った道具に感謝の気持ちをこめてよく
洗って、それがすむとお祝いに萩の餅を作
った、それがいつのまにか、今のように彼
岸に使われるようになったと本でみかけま

した。

会報の7月号と8月号を藤原先生に作っ
ていただきました。有難うございました。

発行所	光市医師会 TEL 0833 72-2234
発行者	近藤龍一
編集者	広報担当
印刷所	光市光井一丁目15番20号 中村印刷株式会社